

指名停止業者一覧表

No.	業者名	指名停止期間		適用条項	区分	指名停止理由	決定日
1	京葉ガスエナジーソリューション株式会社	令和7年7月30日	～ 令和8年7月29日	12ヶ月 第2条第1項 別表第2の6 (公契約関係競売等妨害又は談合)	指名停止	当該業者の元使用人は、千葉県企業局が発注した配水管整備工事の入札に関し、令和5年12月に予定価格を同局職員から得て公正を害すべき行為をしたとして、令和7年7月3日、公契約関係競売入札妨害容疑で千葉区検察庁から起訴された。	令和7年7月29日
2	日本交通技術株式会社	令和8年1月8日	～ 令和8年7月7日	6ヶ月 第2条第1項 別表第2の5(独占禁止法違反行為)	指名停止	当該業者は、地方公共団体等が発注する跨線橋点検業務における入札において、独占禁止法第3条(不当な取引制限の禁止)の規定に違反する行為を行っていたとして、令和7年12月19日、公正取引委員会から、排除措置命令及び課徴金納付命令を受けた。	令和8年1月6日
3	大成温調株式会社	令和8年3月31日	～ 令和8年5月30日	2ヶ月 第2条第1項別表第1の2(過失による粗雑事業)	指名停止	当該業者は、市発注の「(仮称)佐倉図書館等新町活性化複合施設新築機械設備工事」の完了後、令和7年2月21日に発生した地下1階床下ビット内汚水流出事故の原因について、当該業者が事故のあった箇所に不適当な部材を使用したためであることが判明した。	令和8年3月31日
4	株式会社岡田新一設計事務所	令和8年3月31日	～ 令和8年7月30日	4ヶ月 第2条第1項別表第1の2(過失による粗雑事業)	指名停止	当該業者は、市発注の「(仮称)佐倉図書館等新町活性化複合施設新築工事監理業務委託」の完了後、令和7年2月21日に発生した地下1階床下ビット内汚水流出事故の原因について、当該業者が事故のあった箇所の部材の使用にあたり検討を怠ったため、不適当な部材が使用されたためであることが判明した。	令和8年3月31日
5	株式会社丸川建築設計事務所	令和8年4月7日	～ 令和8年6月6日	2ヶ月 第2条第1項 別表第1の4イ (契約違反)	指名停止	当該業者は、市発注事業の実施に当たり、自らの責めに帰す理由により、1か月を超える履行遅滞が認められたため。	令和8年4月7日
6	株式会社 大林組	令和8年4月14日	～ 令和8年5月13日	1ヶ月 第2条第1項 別表第2の10 (その他不正又は不誠実な行為)	指名停止	当該業者及びその社員2名は、令和6年12月25日、山梨県南巨摩郡富士見川町におけるトンネル新設工事に関し、齟齬労働基準監督署による立入検査の際に事実と異なる説明を行ったとして、令和8年3月24日、齟齬簡易裁判所から労働安全衛生法違反により罰金刑の略式命令を受けた。	令和8年4月14日